平成２９年（フ）第１２６２号
埼玉県川口市元郷４丁目４番25号　レオパレス川口第23　204号
債務者　鴻野　　航
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
千葉県富里市日吉倉405番地３（ミマスハイツＡ棟３）
債務者　加藤　　梓
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２１８号
千葉県佐倉市王子台６丁目４番地25　ヒルトップ王子台101号、申立時の住所千葉県佐倉市王子台６丁目27番地41
債務者　岩井　清治
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２２０号
千葉県富里市七栄650番地238（青柳ハイツ202）
債務者　伊藤　君子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２２４号
千葉県八街市大谷流871番地50
債務者　木村　輝久
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２２７号
千葉県成田市本城288番地２（５棟101号）
債務者　奥村コーラこと　ＯＫＵＭＵＲＡ　ＣＯＲＡ　ＡＢＥＬＬＡ
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３１号
千葉県佐倉市江原台２丁目25番地26　エスポワール江原203号
債務者　山本　峰夫
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３４号
千葉県富里市七栄650番地1850
債務者　森　　賢二
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３５号
千葉県四街道市小名木69番地
債務者　原田　泰樹
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３９号
千葉県成田市三里塚208番地（梅園陽光ハイツ202）
債務者　改井　梨恵
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２４６号
千葉県佐倉市井野1803番地20　パールハイツＢ棟101
債務者　窪田　浩二
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２４８号
千葉県富里市七栄273番地15
債務者　嶋守　和幸
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２５３号
千葉県八街市八街ほ262番地２
債務者　太田　利夫
成年後見人　田子　洋督
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２６５号
千葉県八街市勢田250番地53
債務者　植田　秀樹
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２６７号
千葉県成田市名古屋1374番地267
債務者　川嶋　和彦
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部